

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

○サイバーセキュリティ基本法
(一〇四)

〔政令〕

○児童福祉法施行令の一部を改正する
政令(三五七)

○難病の患者に対する医療等に関する
法律施行令(三五八)

〔省令〕

○難病の患者に対する医療等に関する
法律施行規則(厚生労働一三一)

〔官庁報告〕

労働

○争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)

〔公告〕

諸事項

裁判所

○破産、免責関係

特殊法人等

東日本高速道路株式会社工事開始、
土地家屋調査士名簿登録等、日本弁
護士連合会懲戒の処分・公示送達関
係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、
公示送達関係
会社その他
会社決算公告

五 五 五

本号で公布された 法令のあらまし

サイバーセキュリティ基本法(法律第一〇四号) (内閣官房)

1 「サイバーセキュリティ」とは、電磁的方式により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいふこととした。(第二条関係)

2 サイバーセキュリティに関する施策に関する基本理念を次のとおり定めることとした。(第三条関係)

(一) サイバーセキュリティに関する施策の推進は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用による情報の自由な流通の確保が、これを通じた表現の自由の享有、イノベーションの創出、経済社会の活力の向上等にとって重要であることに鑑み、サイバーセキュリティに対する脅威に対して、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者等の多様な主体の連携により、積極的に対応することを旨として、行われなければならないこと。

(二) サイバーセキュリティに関する施策の推進は、国民一人一人のサイバーセキュリティに関する認識を深め、自発的に対応することを促すとともに、サイバーセキュリティに対する脅威による被害を防ぎ、かつ、被害から迅速に復旧できる強靱な体制を構築するための取組を積極的に推進することを旨として、行われなければならないこと。

(三) サイバーセキュリティに関する施策の推進は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用による活力ある経済社会を構築するための取組を積極的に推進することを旨として、行われなければならないこと。

(四) サイバーセキュリティに関する施策の推進は、サイバーセキュリティに関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うことを旨として、国際的協調の下に行われなければならないこと。

(五) サイバーセキュリティに関する施策の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成二二年法律第一四四号)の基本理念に配慮して行われなければならないこと。

(六) サイバーセキュリティに関する施策の推進に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないこと。

3 国、地方公共団体、重要社会基盤事業者、サイバー関連事業者その他の事業者及び教育研究機関の責務並びに国民の努力について定めることとした。(第四条、第九条関係)

4 政府は、サイバーセキュリティに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。(第一〇条関係)

5 国は、サイバーセキュリティに関する施策を講ずるにつき、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めることとした。(第一一条関係)

6 政府は、サイバーセキュリティ戦略を定めなければならないこと等とした。(第一二条関係)

7 基本的施策

(一) 国は、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等におけるサイバーセキュリティに関し、国の行政機関及び独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する統一な基準の策定、国の行政機関における情報システムの共同化、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析、国の行政機関におけるサイバーセキュリティに関する演習及び訓練並びに国内外の関係機関との連携及び連絡調整によるサイバーセキュリティに対する脅威への対応、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等の間におけるサイバーセキュリティに関する情報の共有その他の必要な施策を講ずるものとした。(第一三条関係)

三 外務大臣
 四 経済産業大臣
 五 防衛大臣
 六 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の國務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者
 七 サイバーセキュリティに関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
 (資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、サイバーセキュリティに関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なサイバーセキュリティに関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。
 (資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体及び独立行政法人の長、国立大学法人(国立大学法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)の学長、大学共同利用機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)の機構長、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)の理事長、特殊法人及び認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立等に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)であつて本部が指定するものの代表者並びにサイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整を行う関係機関の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
 (地方公共団体への協力)

第三十二条 地方公共団体は、第五条に規定する施策の策定又は実施のために必要があると認めるときは、本部に対し、情報の提供その他の協力を求めることができる。

2 本部は、前項の規定による協力を求められたときは、その求めに応じよう努めるものとする。
 (事務)

第三十三条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。
 (主任の大臣)

第三十四条 本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。
 (政令への委任)

第三十五条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。
 附則

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。
 附則

第三十七条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。
 附則

第三十八条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。
 附則

第三十九条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 (本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に行わせるために必要な法制の整備等)

第二十条 政府は、本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に行わせるために必要な法制の整備(内閣総理大臣の決定により内閣官房に置かれる情報セキュリティセンターの法制化を含む。)その他の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置を講ずるに当たつては、専門的知識を有する者を内閣官房において任期を定めて職員又は研究員として任用すること、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析並びにサイバーセキュリティに関する事象及び財政上の措置等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
 (検討)

第三十条 政府は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第二十四条第一項に規定する緊急事態に相当するサイバーセキュリティに関する事象その他の情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた電子計算機に対する不正な活動から、国民生活及び経済活動の基盤であつて、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるもの等を防御する能力の一層の強化を図るための施策について、幅広い観点から検討するものとする。
 (高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正)

第四十条 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部を次のように改正する。
 第二十六条第一項中、「事務」の下に、「サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二十五条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。」を加える。

内閣総理大臣臨時代理
 國務大臣 麻生 太郎
 総務大臣 山本 早苗
 外務大臣 岸田 文雄
 経済産業大臣 宮沢 洋一
 防衛大臣 江渡 聡徳

政 令

兒童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。
 御 名 御 璽
 平成二十六年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
 國務大臣 麻生 太郎

政令第三百五十七号

兒童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、兒童福祉法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十七号)の施行に伴い、並びに兒童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第二項、第十九条の二第二項第一号、第十九条の六第一項第三号、第十九条の七、第十九条の九第一項並びに第二項第二号及び第三号、第十九条の十第二項、第十九条の十八第八号、第十九条の二十第三項、第二十一条の二、第二十一条の五の二十一第二項、第二十一条の五の二十九、第二十一条の五の三十、第二十四条の二十一、第二十四条の二十二並びに第五十三条の規定に基づき、この政令を制定する。
 兒童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。
 第一条の二を第一条の三とする。

第一条第一項中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）を「法」に改め、同条を第一条の二とし、第一章中同条の前に次の一条を加える。

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六條の第二項の政令で定める児童等は、同項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関に通い、又は入院する小児慢性特定疾病（同条第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。第二十二條第一項第二号口において同じ。）にかかっている児童等（法第六條の第二項に規定する児童等をいう。ただし、児童以外の満二十歳に満たない者については、満十八歳に達する日前から引き続き指定小児慢性特定疾病医療支援（法第十九條の第二項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援をいう。第二十二條第一項において同じ。）を受けているものに限る。）とする。

第二十二條中、第二十一條の第三項を「第十九條の二十條第三項」に改め、（昭和三十三年法律第九十二號）を削り、同条を第二十二條の九とし、第三章中同条の前に次の八條を加える。

イ 医療費支給認定（法第十九條の第三項に規定する医療費支給認定をいう。以下この条において同じ。）に係る小児慢性特定疾病児童等（法第六條の第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。）及び当該小児慢性特定疾病児童等の生計を維持する者として厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「医療費支給認定基準世帯員」という。）についての指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六號）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十一條第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八條の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十五万円未満である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

イ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員についての指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が七万円未満（医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が高額治療継続者又は療養負担過重患者である場合にあつては、二十五万円未満）である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者（次号から第七号までに掲げる者を除く。）五千円

イ 市町村民税世帯非課税者（医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定

による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者をいう。次号において同じ。）又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四號）第六條第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者」という。）である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者（次号から第七号までに掲げる者を除く。）

イ 市町村民税世帯非課税者（医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定

による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者をいう。次号において同じ。）又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四號）第六條第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者」という。）である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者（次号から第七号までに掲げる者を除く。）

イ 市町村民税世帯非課税者（医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定

による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者をいう。次号において同じ。）又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四號）第六條第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者」という。）である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者（次号から第七号までに掲げる者を除く。）

イ 市町村民税世帯非課税者（医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が七万円未満である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

イ 市町村民税世帯非課税者（医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が七万円未満である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

イ 市町村民税世帯非課税者（医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が七万円未満である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

イ 市町村民税世帯非課税者（医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が七万円未満である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

イ 市町村民税世帯非課税者（医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が七万円未満である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

イ 市町村民税世帯非課税者（医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が七万円未満である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

イ 市町村民税世帯非課税者（医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が七万円未満である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七條第一項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第五條第一項に規定する指定難病をいう。）の患者（以下この項において「支給認定を受けた指定難病の患者」という。）である場合又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「医療費算定対象世帯員」という。）が医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等若しくは支給認定を受けた指定難病の患者である場合における小児慢性特定疾病医療支援負担上限額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる医療費支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額に医療費支給認定保護者按分率（当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費算定対象世帯員に係る次の各号に掲げる額を合算した額をもつて当該各号に掲げる額のうち最も高い額を除いて得た率をいう。）を乗じて得た額（その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一 前項各号に掲げる医療費支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額
 二 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項各号に掲げる支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の区分に応じ、当該各号に定める額

第二十二條の二 法第十九條の六第一項第三号の政令で定めるときは、医療費支給認定保護者が法第十九條の三第一項又は第十九條の五第一項の規定による申請に關し虚偽の申請をしたときとする。
 第二十二條の三 法第十九條の七、第二十一條の五の三十及び第二十四條の二十二の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、これらの条の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。

健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費及び高額療養費	受けることができる給付
船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	
労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）他の法律において例による場合を含む。）の規定による療養補償	
労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付及び療養給付	
船員法（昭和二十二年法律第百号）の規定による療養補償	
災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定による扶助金（災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）の規定による療養扶助金に限る。）	
消防組組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の規定による療養補償に限る。）	
消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）	
水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）	

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による療養補償
 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の規定による療養給付
 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）の規定による療養給付
 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の規定による損害の補償（自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の規定による療養補償に限る。）
 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第九号）の規定による療養給付

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費
 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）
 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費
 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の規定による療養補償

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）
 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の規定による損害の補償（災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）

第二十一條の四 法第十九條の九第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、健康保険法第八十八條第一項に規定する指定訪問看護事業者とする。
 第二十二條の五 法第十九條の九第二項第二号の政令で定める法律は、
 一 医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）
 二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）
 三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百一十号）
 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
 五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

次のとおりとする。

- 六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）
- 七 生活保護法
- 八 社会福祉法
- 九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）
- 十 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百四十六号）
- 十一 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）
- 十二 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
- 十三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）
- 十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
- 十五 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）
- 十六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）
- 十七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
- 十八 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
- 十九 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）
- 二十 難病の患者に対する医療等に関する法律

- 一 労働基準法（昭和二十五年法律第四十九号）
- 二 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）
- 三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）
- 四 規定に係る同法第二十号の規定
- 五 規定に係る同法第二十一号の規定
- 六 規定に係る同法第二十二号の規定
- 七 規定に係る同法第二十三号の規定
- 八 規定に係る同法第二十四号の規定
- 九 規定に係る同法第二十五号の規定
- 十 規定に係る同法第二十六号の規定
- 十一 規定に係る同法第二十七号の規定
- 十二 規定に係る同法第二十八号の規定
- 十三 規定に係る同法第二十九号の規定
- 十四 規定に係る同法第三十号の規定
- 十五 規定に係る同法第三十一号の規定
- 十六 規定に係る同法第三十二号の規定
- 十七 規定に係る同法第三十三号の規定
- 十八 規定に係る同法第三十四号の規定
- 十九 規定に係る同法第三十五号の規定
- 二十 規定に係る同法第三十六号の規定
- 二十一 規定に係る同法第三十七号の規定
- 二十二 規定に係る同法第三十八号の規定
- 二十三 規定に係る同法第三十九号の規定
- 二十四 規定に係る同法第四十号の規定
- 二十五 規定に係る同法第四十一号の規定
- 二十六 規定に係る同法第四十二号の規定
- 二十七 規定に係る同法第四十三号の規定
- 二十八 規定に係る同法第四十四号の規定
- 二十九 規定に係る同法第四十五号の規定
- 三十 規定に係る同法第四十六号の規定
- 三十一 規定に係る同法第四十七号の規定
- 三十二 規定に係る同法第四十八号の規定
- 三十三 規定に係る同法第四十九号の規定
- 三十四 規定に係る同法第五十号の規定
- 三十五 規定に係る同法第五十一号の規定
- 三十六 規定に係る同法第五十二号の規定
- 三十七 規定に係る同法第五十三号の規定
- 三十八 規定に係る同法第五十四号の規定
- 三十九 規定に係る同法第五十五号の規定
- 四十 規定に係る同法第五十六号の規定
- 四十一 規定に係る同法第五十七号の規定
- 四十二 規定に係る同法第五十八号の規定
- 四十三 規定に係る同法第五十九号の規定
- 四十四 規定に係る同法第六十号の規定
- 四十五 規定に係る同法第六十一号の規定
- 四十六 規定に係る同法第六十二号の規定
- 四十七 規定に係る同法第六十三号の規定
- 四十八 規定に係る同法第六十四号の規定
- 四十九 規定に係る同法第六十五号の規定
- 五十 規定に係る同法第六十六号の規定
- 五十一 規定に係る同法第六十七号の規定
- 五十二 規定に係る同法第六十八号の規定
- 五十三 規定に係る同法第六十九号の規定
- 五十四 規定に係る同法第七十号の規定
- 五十五 規定に係る同法第七十一号の規定
- 五十六 規定に係る同法第七十二号の規定
- 五十七 規定に係る同法第七十三号の規定
- 五十八 規定に係る同法第七十四号の規定
- 五十九 規定に係る同法第七十五号の規定
- 六十 規定に係る同法第七十六号の規定
- 六十一 規定に係る同法第七十七号の規定
- 六十二 規定に係る同法第七十八号の規定
- 六十三 規定に係る同法第七十九号の規定
- 六十四 規定に係る同法第八十号の規定
- 六十五 規定に係る同法第八十一号の規定
- 六十六 規定に係る同法第八十二号の規定
- 六十七 規定に係る同法第八十三号の規定
- 六十八 規定に係る同法第八十四号の規定
- 六十九 規定に係る同法第八十五号の規定
- 七十 規定に係る同法第八十六号の規定
- 七十一 規定に係る同法第八十七号の規定
- 七十二 規定に係る同法第八十八号の規定
- 七十三 規定に係る同法第八十九号の規定
- 七十四 規定に係る同法第九十号の規定
- 七十五 規定に係る同法第九十一号の規定
- 七十六 規定に係る同法第九十二号の規定
- 七十七 規定に係る同法第九十三号の規定
- 七十八 規定に係る同法第九十四号の規定
- 七十九 規定に係る同法第九十五号の規定
- 八十 規定に係る同法第九十六号の規定
- 八十一 規定に係る同法第九十七号の規定
- 八十二 規定に係る同法第九十八号の規定
- 八十三 規定に係る同法第九十九号の規定
- 八十四 規定に係る同法第一百号の規定
- 八十五 規定に係る同法第一百一号の規定
- 八十六 規定に係る同法第一百二号の規定
- 八十七 規定に係る同法第一百三号の規定
- 八十八 規定に係る同法第一百四号の規定
- 八十九 規定に係る同法第一百五号の規定
- 九十 規定に係る同法第一百六号の規定
- 九十一 規定に係る同法第一百七号の規定
- 九十二 規定に係る同法第一百八号の規定
- 九十三 規定に係る同法第一百九号の規定
- 九十四 規定に係る同法第一百十号の規定
- 九十五 規定に係る同法第一百十一号の規定
- 九十六 規定に係る同法第一百十二号の規定
- 九十七 規定に係る同法第一百十三号の規定
- 九十八 規定に係る同法第一百十四号の規定
- 九十九 規定に係る同法第一百十五号の規定
- 百 規定に係る同法第一百十六号の規定

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条の十一	診療方針	診療方針及び診療報酬

第十九条の二十第一項	小児慢性特定疾病医療費	診療報酬
第十九条の三十第十項	小児慢性特定疾病医療費	診療報酬
第十九条の三十三項から第五項まで	小児慢性特定疾病医療費	診療報酬

- 一 精神保健福祉士法（平成九年法律第三十一号）
- 二 精神保健福祉士法（平成九年法律第三十一号）
- 三 精神保健福祉士法
- 四 精神保健福祉士法
- 五 精神保健福祉士法
- 六 精神保健福祉士法
- 七 精神保健福祉士法
- 八 精神保健福祉士法
- 九 精神保健福祉士法
- 十 精神保健福祉士法
- 十一 精神保健福祉士法
- 十二 精神保健福祉士法
- 十三 精神保健福祉士法
- 十四 精神保健福祉士法
- 十五 精神保健福祉士法
- 十六 精神保健福祉士法
- 十七 精神保健福祉士法
- 十八 精神保健福祉士法
- 十九 精神保健福祉士法
- 二十 精神保健福祉士法
- 二十一 精神保健福祉士法
- 二十二 精神保健福祉士法
- 二十三 精神保健福祉士法
- 二十四 精神保健福祉士法
- 二十五 精神保健福祉士法
- 二十六 精神保健福祉士法
- 二十七 精神保健福祉士法
- 二十八 精神保健福祉士法
- 二十九 精神保健福祉士法
- 三十 精神保健福祉士法
- 三十一 精神保健福祉士法
- 三十二 精神保健福祉士法
- 三十三 精神保健福祉士法
- 三十四 精神保健福祉士法
- 三十五 精神保健福祉士法
- 三十六 精神保健福祉士法
- 三十七 精神保健福祉士法
- 三十八 精神保健福祉士法
- 三十九 精神保健福祉士法
- 四十 精神保健福祉士法
- 四十一 精神保健福祉士法
- 四十二 精神保健福祉士法
- 四十三 精神保健福祉士法
- 四十四 精神保健福祉士法
- 四十五 精神保健福祉士法
- 四十六 精神保健福祉士法
- 四十七 精神保健福祉士法
- 四十八 精神保健福祉士法
- 四十九 精神保健福祉士法
- 五十 精神保健福祉士法
- 五十一 精神保健福祉士法
- 五十二 精神保健福祉士法
- 五十三 精神保健福祉士法
- 五十四 精神保健福祉士法
- 五十五 精神保健福祉士法
- 五十六 精神保健福祉士法
- 五十七 精神保健福祉士法
- 五十八 精神保健福祉士法
- 五十九 精神保健福祉士法
- 六十 精神保健福祉士法
- 六十一 精神保健福祉士法
- 六十二 精神保健福祉士法
- 六十三 精神保健福祉士法
- 六十四 精神保健福祉士法
- 六十五 精神保健福祉士法
- 六十六 精神保健福祉士法
- 六十七 精神保健福祉士法
- 六十八 精神保健福祉士法
- 六十九 精神保健福祉士法
- 七十 精神保健福祉士法
- 七十一 精神保健福祉士法
- 七十二 精神保健福祉士法
- 七十三 精神保健福祉士法
- 七十四 精神保健福祉士法
- 七十五 精神保健福祉士法
- 七十六 精神保健福祉士法
- 七十七 精神保健福祉士法
- 七十八 精神保健福祉士法
- 七十九 精神保健福祉士法
- 八十 精神保健福祉士法
- 八十一 精神保健福祉士法
- 八十二 精神保健福祉士法
- 八十三 精神保健福祉士法
- 八十四 精神保健福祉士法
- 八十五 精神保健福祉士法
- 八十六 精神保健福祉士法
- 八十七 精神保健福祉士法
- 八十八 精神保健福祉士法
- 八十九 精神保健福祉士法
- 九十 精神保健福祉士法
- 九十一 精神保健福祉士法
- 九十二 精神保健福祉士法
- 九十三 精神保健福祉士法
- 九十四 精神保健福祉士法
- 九十五 精神保健福祉士法
- 九十六 精神保健福祉士法
- 九十七 精神保健福祉士法
- 九十八 精神保健福祉士法
- 九十九 精神保健福祉士法
- 百 精神保健福祉士法

第一号	一万五千円	一万円
第二号	一万円	五千円(口の場合にあつては、二千五百円)
第二号口	医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援(法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。)について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならぬ者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者(次号及び第四号口において「高額治療継続者」という。)又は医療費支給認定	医療費支給認定
第三号	高額治療継続者又は療養負担過重患者	療養負担過重患者
第四号口	高額治療継続者又は療養負担過重患者	療養負担過重患者
第五号	八十万円以下である者	八十万円以下である者(医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が療養負担過重患者の場合にあつては、八十万円を超えるものを含む。)

第四条 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は新令第二十二條第二項に規定する医療費算定対象世帯員が小児慢性特定疾病医療継続者又は難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百五十八号)附則第三條に規定する難病療養継続者である場合における新令第二十二條第二項の規定の適用については、平成二十九年十二月三十一日までの間、同項中「前項の」とあるのは、「前項(児童福祉法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百五十七号)附則第三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)(の」と、同項第二号中「第一条第一項各号」とあるのは、「第一条第一項各号(同令附則第三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(地方自治法施行令の一部改正)

第五條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第七十四條の二第六項中、「第二十一條の三第一項」を、「第十九條の二十第一項(同法第二十一條の二及び第二十四條の二十一において準用する場合を含む。)」に、「同條第三項」を、「同法第十九條の二十第三項(同法第二十一條の二及び第二十四條の二十一において準用する場合を含む。)」に改める。

第七十四條の三十一の三第二項中、「第二十一條の三第一項」を、「第十九條の二十第一項」に改める。

第七十四條の四十九の二第二項第二十一号中、「及び第五号の二」を、「から第五号の三まで」に改める。

(消防法施行令の一部改正)

第六條 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一(六)項八中、「第六條の二第二項」を、「第六條の二の二第二項」に改める。

(母子保健法施行令の一部改正)

第七條 母子保健法施行令(昭和四十年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「第二十一條の三第三項」を、「第十九條の二十第三項」に改める。

(消費税法施行令の一部改正)

第八條 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)の一部を次のように改正する。

第十四條第九号及び第十四條の三第二号中、「指定医療機関」を、「指定発達支援医療機関」に改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正)

第九條 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第十四号中、「第二十四條」を、「第二十二條第一項、第二十四條」に改める。

(沖縄振興特別措置法施行令及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十條 次に掲げる政令の規定中、「第六條の二第二項」を、「第六條の二の二第二項」に改める。

一 沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第二百二号)第三十二條の二第四号イ

二 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百五十七号)第二條第一号

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正)

第十一條 次に掲げる政令の規定中、「第六條の二第八項」を、「第六條の二の二第八項」に改める。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三條の五第一項第四号及び第三項

二 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百九号)第一條第一項

(消防法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第十二條 消防法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第八十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一(六)項口及びハの改正規定中、「第六條の二第二項」を、「第六條の二の二第二項」に改める。

(子ども・子育て支援法施行令の一部改正)

第十三條 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五條の表児童福祉法第五十六條第十一項の項中、「第五十六條第十一項」を、「第五十六條第八項」に改め、同表児童手当法第二十一條第二項の項中、「第五十六條第十一項各号又は第十二項各号」を、「第五十六條第八項各号又は第九項各号」に、「第五十六條第十六條第十六項各号又は児童福祉法第五十六條第十六條第十六項各号」を、「第五十六條第八項各号又は児童福祉法第五十六條第十六條第十六項各号」に改め、同表児童手当法第二十二條第一項の項中、「同條第十一項若しくは第十二項」を、「同條第八項若しくは第九項」に、「第五十六條第十一項」を、「第五十六條第八項」に、「第五十六條第十二項」を、「第五十六條第九項」に改める。

(児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)
第十四条 児童福祉法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち児童福祉法施行令第一条の二を削る改正規定中、「第一条の二」を、「第一条の三」に改め、同令第四条の改正規定の次に次のように加える。

第二十二條の五第十五号中(平成十二年法律第八十二号)を削り、同条第十七号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)」を、「認定こども園法」に改め、同条第二十号を同条第二十一号とし、同条第十九号を同条第二十号とし、同条第十八号の次に次の一号を加える。

十九 子ども・子育て支援法

第一条のうち児童福祉法施行令第二十四條第三号の改正規定中、「平成十八年法律第七十七号」を削り、同令第二十五條の七第一項の改正規定を次のように改める。

第二十五條の七第一項第二号中、「第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号」を、及び第十一号から第十九号まで」に改める。

第一条中第二十五條の七第一項第八号の次に二号を加える改正規定及び同項に一号を加える改正規定を削る。

第一条中児童福祉法施行令第二十五條の七第二項の改正規定を次のように改める。

第二十五條の七第二項第二号中(第十四号、第十五号及び第十七号を除く。を削る。)

第一条中児童福祉法施行令第二十五條の八の改正規定を削り、同令第二十五條の十二第一項の改正規定を次のように改める。

第二十五條の十二第一項第四号中、「第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号」を、「及び第十一号から第十九号まで」に改める。

第一条中児童福祉法施行令第二十五條の十二第二項の改正規定を次のように改める。

第二十五條の十二第二項第二号中(第十四号、第十五号及び第十七号を除く。を削る。)

第一条中児童福祉法施行令第二十七條の十一第一項の改正規定を次のように改める。

第二十七條の十一第一項第一号中、「第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号」を、「及び第十一号から第十九号まで」に改める。

第一条中児童福祉法施行令第二十七條の十一第二項の改正規定を次のように改める。

第二十七條の十一第二項第二号中(第十四号、第十五号及び第十七号を除く。を削る。)

第一条中児童福祉法施行令第二十七條の十八の改正規定を次のように改める。

第二十七條の十八第一号中、「第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号」を、「及び第十一号から第十九号まで」に改める。

第一条のうち、児童福祉法施行令第三十五條の改正規定中、「第二十五條の七第一項各号」第一号、第二号、第五号及び第八号を除く。を、「第二十二條の次に四條を加える改正規定のうち第三十五條の二に係る部分中、「第二十五條の八各号」を、「第二十二條の六各号」に改め、同改正規定のうち第三十五條の五に係る部分中、「第二十五條の七第一項第四号、第十一号及び第十四号」を、「第二十二條の五第八号、第十七号及び第十九号」に改め、同令第三十六條の次に二條を加える改正規定のうち第三十六條の二に係る部分中、「第二十五條の七第一項各号(第一号、第二号、第五号及び第八号を除く。を、「第二十二條の五第七号、第八号及び第十二号から第十九号まで」に改め、同改正規定のうち第三十六條の三に係る部分中、「第二十五條の八各号」を、「第二十二條の六各号」に改め、同令第四十二條の改正規定中、「第四十二條第三号」を、「第四十二條第四号」に、「同条第三号の二」を、「同条第五号」に改める。

附則第二条第二項中、「第二十五條の七第一項第九号、第十号若しくは第十二号」を、「第二十五條の七第一項第二号(同令第二十二條の五第十四号、第十五号又は第十七号に係る部分に限る。))」に、「第二項第八号(同条第一項第九号、第十号又は第十二号)を、「第二項第二号(同令第二十二條の五第十四号、第十五号又は第十七号)に、「第二十五條の十二第一項第三号」を、「第二十五條の十二

第一項第四号」に、「第二十五條の七第一項第九号、第十号又は第十二号」を、「第二十二條の五第十四号、第十五号又は第十七号」に、「第二十五條の七第一項第十二号」を、「第二十二條の五第十七号」に改める。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

総務大臣 山本 早苗

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 塩崎 恭久

国土交通大臣 太田 昭宏

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

政令第三百五十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令

内閣は、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第二項第一号、第七條第一項第二号、第十一條第一項第四号、第十二條、第十四條第一項及び第二項第二号、第二十三條第八号、第二十五條第三項、第三十一條並びに附則第十三條の規定に基づき、この政令を制定する。

(指定特定医療に係る負担上限月額)

第一条 難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「法」という。第五条第二項第一号の政令で定める額(次項において「負担上限月額」という。))は、次の各号に掲げる支給認定(法第七條第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。))を受けた指定難病(法第五條第一項に規定する指定難病をいう。以下同じ。))の患者又はその保護者(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六條に規定する保護者をいう。以下この条及び第三條において同じ。))の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第七号までに掲げる者以外の者 三万円

二 次のイ又はロに掲げる者(次号から第七号までに掲げる者を除く。)) 二万円

イ 支給認定を受けた指定難病の患者及び当該支給認定を受けた指定難病の患者の生計を維持する者として厚生労働省令で定めるもの(以下この項において「支給認定基準世帯員」という。))についての指定特定医療(法第五條第一項に規定する指定特定医療をいう。以下この項において同じ。))のあった月の属する年度(指定特定医療のあった月から六月までの場合)にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。))の同法第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八條の規定によつて課する所得割を除く。以下この項において同じ。))の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十五万円未満である場合における当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者

ロ 支給認定を受けた指定難病の患者が、当該支給認定に係る指定難病に係る特定医療(法第五條第一項に規定する特定医療をいう。))について、費用が高額な治療を長期間にわたりに継続しなければならぬ者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者(次号及び第四号ロにおいて「高額難病治療継続者」という。))である場合における当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者